

山下法相による死刑執行に抗議する

2019年8月5日

日本国民救援会

会長 望月 憲 郎

法務省は8月2日、2人の死刑を執行したと発表した。

死刑は、国家権力が人の命を奪う残虐な刑罰である。国民救援会は、死刑制度の存廃に関する国民的議論を尽くさないままに、現在の司法が治安強化の立場から厳罰主義に傾斜して死刑判決が増加しているという異常な現状のもとで、国際人権章典の精神や死刑廃止の国際的な流れから起こっている内外の厳しい批判に逆行する、この死刑執行に厳しく抗議する。

国民救援会は、戦前、拷問など残虐刑罰廃止を掲げて運動し、戦後は、不当な死刑判決を宣告された犠牲者を助けた実績をつくってきた反面、その救援運動展開中に無実を叫びながら死刑を執行されるに至った苦い経験をもっている。

そもそも死刑には、次のような問題点がある。

- ① 人間の行う裁判に絶対的に誤りがないということはいえず、誤判による死刑はその悲惨さとともに、回復不可能な刑罰である。
- ② 仮に、被執行者が確定判決の認定した犯罪を真実行ったものであるなら、当人は生涯を通して自己と厳しく向き合って反省し、償わなければならないし、加えて、刑事裁判のシステム上の制約から必ずしも明らかにならなかった事件の真相・全体像を明らかにする責任があるが、執行によりそれが永久に遮断されてしまった。
- ③ 死刑制度存置の根拠として犯罪抑止力が挙げられているが、犯罪抑止の効果については証明されていない。応報感情・思想は歴史的にも変化しており、近代の刑罰制度においては応報刑から教育刑、身体刑から自由刑へと大きく変わってきている。
- ④ 世界的には、国際人権諸規定で死刑廃止の方向が打ち出されて、アムネスティ・インターナショナルによれば、事実上死刑を廃止している国を含めると、国連加盟国の大半である142カ国が死刑廃止国となっている。日本国内においても、裁判員裁判で国民が死刑判決に関与することから、死刑制度について論議が広がり始めているところである。
- ⑤ 国際機関においては、2007年5月18日に示された国連の拷問禁止委員会による日本政府報告書に対する最終見解・勧告において、日本の死刑制度の問題点を指摘したうえで、死刑の執行を速やかに停止すべきことなどが勧告され、さらに、同年12月18日には、国連総会本会議において、すべての死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数で採択された。自由権規約委員会においても、日本政府に対して二度にわたる「死刑廃止に向けた努力」の勧告（1993年、1998年）に続いて、2008年10月31日には、死刑廃止とともに、死刑事件には必要的再審査手続きを設けるとともに、再審請求や恩赦の出願がなされている場合には執行停止の措置をとるべきことが勧告されている。報道によれば、今回執行されたうちの1人は再審請求中であったとされ、この勧告にも逆行するものである。

以上の問題をかける死刑は廃止するべきであり、国民救援会は、今回の山下法相による死刑執行に抗議するとともに、当面、死刑の執行を停止し、死刑廃止条約を批准して、死刑を廃止することをあらためて要求するものである。